

普通河川等土木工事許可申請書

年 月 日

大 竹 市 長 様

申請者 〒
住所

氏名 Ⓜ

電話 ()

普通河川等保全条例第1条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1. 普通河川等の名称		2. 工事の面積	m ²
3. 工事の位置			
4. 工事の種類			
5. 目的及び理由			
6. 許可の日から起算して、工事着手に至るまでの期間	日間	7. 工事着手の日から起算して竣工に至るまでの期間	日間
8. 工事に対する利害関係者の連署		9. 現在及び将来の修理保存費の負担方法	
10. 工事施設に要する土地又は不用に属する土地の処分方法		11. 工事に伴う関係法令の許可等の必要の有無	有 ・ 無

設計図書（添付書類。該当の番号を○印で囲むこと。）

- (1) 位置図 (2) 平面図 (3) 横断面図（軽易な工事は省略）
(4) 縦断図（軽易な工事は省略） (5) 設計書（工事物構造図）
(6) 丈量図 (7) 公図の写し（必要により地番図添付）
(8) 流量計算書（必要に応じ添付） (9) その他（ ）

※ 受付年月日	※ 現地調査	※ 許可等年月日	※ 許可番号	※ 摘要
・ ・ ・	・ ・ ・	許 可 不許可	第 号	

注 ※印欄は記載しないこと。

誓 約 書

河川・水路の土木工事施行並びに占用にあたりご許可のうえは、下記事項について遵守することを誓約します。

記

1. 工事施行については、申請のとおり実施し、従来の機能に支障をきたさないようにする。
2. 工事又は工事に起因して河川・水路の構造物又は第三者に損害を与えた場合は、申請人の負担において原状の回復又は損害の賠償を行う。
3. 工事の施行により設置した施設及び占用部分に属する河川・水路の維持管理は申請人の負担において行う。
4. 占用期間満了後又はその他市が必要を生じた場合、占用物件は申請人の負担において無条件で撤去し原形に復旧する。
5. 申請人は許可を受けた占用目的以外の目的をもって河川・水路を占用しない。
6. 申請人は、工事完了後から2ヶ年の間において、当該工事に起因して河川・水路が損壊した場合は、河川・水路管理者の指示に従い、すみやかに手直しをする。
10. 申請人は、当該占用物件の維持管理のため河川・水路を掘さくする必要がある場合は、別途、普通河川等土木工事許可申請書を提出し、許可を受ける。
11. 関係法令、条例、規則その他関係諸規定に従う。
12. この誓約を遵守しないことにより許可を取り消されても異議の申立は一切しない。

年 月 日

大 竹 市 長 様

申請人 住 所

氏 名

Ⓜ